

各就学支援推進校設置者 様

大阪府教育庁私学課長

平成30年度大阪府私立高等学校等授業料支援補助金に係る
変更交付申請書等の提出について（依頼）

標記について、授業料支援補助金変更交付申請書等関係書類を作成し、下記により提出していただきますようお願いいたします。提出にあたっては、申請漏れや入力内容に誤りが無いよう、十分確認してください。
本依頼の全文については、大阪府ホームページに掲載していますので、次のアドレスからご覧ください。

【大阪府ホームページ（申請書等様式）】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

記

- 1 提出書類 ①様式第3号 補助金変更交付申請書（押印したものの原本1部）
②5 総括表
③6-1 授業料支援補助対象経費 集計表
④平成30年度特待生規程及び特待生名簿
（①～③はシステムで変更交付申請をした際に帳票出力されます。）
- 2 提出期限 平成30年10月11日（木）17時（システム申請締切）
平成30年10月12日（金）（交付申請書類必着）
平成30年10月25日（木）（交付請求書類必着）
- 3 補助金交付 平成30年10月31日（水）予定
- 4 提出方法 システム申請後、①～④を紙媒体で下記担当あて郵送又は持参してください。
③については、手入力後のデータを下記担当あてメールで提出してください。
（メールの件名は「〇〇高校 授業料支援変更交付 集計表」としてください。）
- 5 留意事項
 - (1) 就学支援金（国）の加算支給の対象となる生徒であっても、就学支援金の加算支給を受けていない場合、その生徒は、府の授業料支援補助金を受給することができません。加算支給の遡及適用が必要な場合は、就学支援金担当（泉）までご連絡ください。
 - (2) 学校独自の特待生規程を適用する生徒にかかる申請については、平成23年9月12日付私第1944号通知をご確認いただき、適切に処理いただくようお願いいたします。
 - (3) その他、別紙「変更交付申請のシステム入力等について」を参照してください。
 - (4) 補助金交付請求書については、補助金変更交付申請に対する変更交付決定を行った後に提出していただく予定ですが、今回の申請時にあわせてご提出いただいてもかまいません。
 - (5) 最終の変更交付申請については、平成31年1月末ごろに通知する予定です。

【担当】

大阪府 教育庁 私学課 小中高振興グループ 原

電話：06-6210-9274 FAX：06-6210-9276

Mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp